

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前 4 丁目32番14号
株式会社 アドヴァン
代表取締役社長 末次 廣明

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使できますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分迄に到達するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前 4 丁目32番14号
株式会社アドヴァン本社 8階ホール
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第47期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.advan.co.jp/company/ir/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎ご出席者へのお土産は、昨年より廃止させていただきます。予めご了承のほどお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染拡大防止のためのご協力をお願い＞

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には本総会における下記対応へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

- (1) ご来場される場合には、マスクの持参・着用や、アルコール消毒液のご使用など、感染防止のための措置にご協力お願い申し上げます。
- (2) 発熱、咳等の症状のある方や、体調にご不安のある方、海外から帰国されてから2週間が経過してない方は、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。また、会場入口付近で検温をさせていただき、発熱が認められる方は入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。
- (3) 当日の役員及び株主総会の運営スタッフは、体調を含め、体温を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- (4) 本年は感染拡大防止のため、株主様同士の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少するため、十分な座席の確保が出来ない可能性があります。
- (5) 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただく場合がございます。
- (6) 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（前頁参照）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の減速や米中貿易摩擦などを背景に不透明な状況で推移してきましたが、更に今年に入ってから、世界的に広がる新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、金融市場では動揺が続くとともに、インバウンドの減少や国内消費も広く抑制されるなど、経済・社会活動は停滞しており、景気の減速懸念は一層高まる状況となりました。

当社関連の建設業界は、首都圏の再開発案件やインフラ整備関連などを中心に、引き続き底堅く推移してきましたが、一部弱さが見受けられた分野もありました。

このようななか、当社グループは総合建材メーカーとして新規商品の開発・販売を推し進めるとともに、新規事業への取り組みやショールームへの継続投資も行い、顧客基盤の強化と業績の向上に努めてまいりました。

販管費の面では経費の見直しなどの効果もあって前年を下回り、また、システムへの継続的な投資により効率化にも取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は21,114百万円（前期比5.3%増）、営業利益は5,253百万円（同7.7%増）となりました。

また、当社は商品仕入れ時の為替変動リスクを一部ヘッジしておりますが、当連結会計年度末では、洗い替え処理によるデリバティブ評価益として2,585百万円（前期は1,943百万円の評価益）を計上しました。

この結果、経常利益は8,123百万円（前期比12.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,044百万円（同7.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は961百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・ショールーム改装費用
- ・岩井流通センター開発費用
- ・寮、社宅用マンション取得、他

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、自己株式買付の原資並びに運転資金を主な目的として、銀行借入により7,000百万円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第44期 (2017年3月期)	第45期 (2018年3月期)	第46期 (2019年3月期)	第47期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高 千円	19,585,675	20,523,585	20,048,815	21,114,090
営業利益 千円	5,523,297	5,591,392	4,879,596	5,253,000
経常利益 千円	5,634,725	4,953,820	7,213,820	8,123,303
親会社株主に帰属する 当期純利益 千円	3,766,483	3,207,892	4,686,738	5,044,090
1株当たり当期純利益 円	95.16	73.52	101.39	115.38
総資産 千円	41,791,679	52,056,299	52,179,466	57,090,784
純資産 千円	31,658,663	38,643,078	42,054,383	41,307,045
1株当たり純資産額 円	803.39	832.51	914.86	983.07

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	所在地	主要な事業内容
アドヴァン管理サービス株式会社	8,340百万円	100%	東京都渋谷区	不動産管理業
アドヴァンロジスティクス株式会社	10百万円	100%	茨城県坂東市	物流管理業
株式会社ヤマコー	10百万円	100%	東京都荒川区	タイル工事業

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
アドヴァン管理サービス株式会社	東京都渋谷区神宮前 4丁目32番14号	16,526,400千円	43,318,944千円

④ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界的に感染拡大が続く新型コロナウイルスの影響が経済・社会活動に大きな影響を及ぼしており、当面は新型コロナウイルスへの対応と、収束後の回復に向けた取り組みに追われるものと思われます。特に感染症と自粛の影響で個人消費の落ち込みや企業収益の悪化が見られるなど、国内外の事業環境は非常に厳しい状況が続くものと予想されます。

建設業界におきましては、首都圏を中心に再開発案件は底堅い需要が続くと思われませんが、建築、住宅、内装工事の一時中断や設備投資の見直しなども一部見受けられ、先行き不透明な状況が続くと思われます。

このような経営環境のなか、当社グループは総合建材メーカーとして海外トップメーカーと共同でオリジナル商品を開発するとともに、顧客基盤の強化と営業力の強化を図り、業績の拡大に努めてまいります。また、併せてシステム開発による効率化を推し進めるとともに、成長のための設備投資も継続しながら、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

新型コロナウイルスの影響への対応としましては、当社グループとしては引き続きリスクの軽減に努めて業績への影響を最小限に留めるとともに、収束後の事業活動を見据えながら引き続き事業基盤の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループの主要事業である建材関連事業は、主にマンション・住宅、店舗・商業施設、その他一般建築等に使用されるタイル、石材、新建材、洗面・水廻り商品、システムキッチンなどの建築資材の輸入販売を行っております。

(6) 主要な事業所等 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所等

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 洪 谷 区	大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市
東 京 支 店	東 京 都 洪 谷 区	広 島 支 店	広 島 県 広 島 市
札 幌 支 店	北 海 道 札 幌 市	福 岡 支 店	福 岡 県 福 岡 市
仙 台 支 店	宮 城 県 仙 台 市	沖 縄 営 業 所	沖 縄 県 那 覇 市
名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市		

② 子会社の主要な事業所等

名 称	所 在 地
アドヴァン管理サービス株式会社 本社	東 京 都 渋 谷 区
アドヴァンロジスティクス株式会社 本社	茨 城 県 坂 東 市
岩 井 流 通 セ ン タ ー	茨 城 県 坂 東 市
名 阪 流 通 セ ン タ ー	三 重 県 伊 賀 市
九 州 流 通 セ ン タ ー	福 岡 県 朝 倉 郡
株 式 会 社 ヤ マ コ ー 本 社	東 京 都 荒 川 区

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (人)	前連結会計年度末比増減
建材関連事業	191	△15
不動産賃貸事業	-	-
その他	41	△2
全社 (共通)	24	△1
合計	256	△18

(注) 上記従業員には、嘱託、パート・アルバイト等は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,710,390千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,325,185千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,229,188千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 160,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 53,812,692株 |
| ③ 株主数 | 3,896名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 不 二 総 業	16,547	39.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,632	3.9
山 形 雅 之 助	1,507	3.6
藪 田 雅 子	1,418	3.4
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,096	2.6
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,032	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	988	2.4
有 限 会 社 山 形 兄 弟	966	2.3
山 形 吉 之 助	916	2.2
山 形 雅 二	830	2.0

- (注) 1. 当社は自己株式11,794千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

当期における自己株式の取得状況

- ・取得した株式の種類及び株数 普通株式 3,933千株
- ・取得価額の総額 4,476百万円

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山形雅之助	
代表取締役社長	末次廣明	
専務取締役	山形朋道	物流担当
常務取締役	山形さとみ	企画広告宣伝部長
取締役（社外取締役）	榎本英雄	
取締役（社外取締役）	合田正典	
常勤監査役	古賀正行	
監査役（社外監査役）	廣川昭廣	廣川税理士事務所代表
監査役（社外監査役）	鈴木清孝	鈴木税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役榎本英雄氏及び取締役合田正典氏は社外取締役であり、東京証券取引所が定める独立役員であります。
2. 監査役廣川昭廣氏及び監査役鈴木清孝氏は社外監査役であり、東京証券取引所が定める独立役員であります。
3. 監査役廣川昭廣氏及び監査役鈴木清孝氏は税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当期中の役員の異動
- ・2019年6月27日付をもって、代表取締役社長山形雅之助氏は代表取締役会長に、また、代表取締役副社長末次廣明氏は代表取締役社長にそれぞれ就任致しました。
 - ・2019年6月27日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって、常勤社外監査役河原木幹生氏は辞任により退任致しました。
 - ・2019年6月30日付をもって、常勤社外監査役山口学氏は辞任により退任しました。
- また、2020年3月2日付で常勤社外監査役尾畑善彦氏は辞任により退任し、これに伴い補欠監査役古賀正行氏が監査役に就任致しました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6人 (2人)	136,800千円 (14,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6人 (5人)	6,750千円 (6,300千円)

(注) 取締役及び監査役の報酬等の額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内にて算定しております。

④ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役榎本英雄氏は、当事業年度中に開催された取締役会25回のうち21回に出席し、他社で培われた経営者としての知識と経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言等を行っております。

取締役合田正典氏は、当事業年度中に開催された取締役会25回のうち21回に出席し、長年経営に携わられた豊富な経験と高い見識に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言等を行っております。

監査役廣川昭廣氏は、当事業年度中に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査役会において監査の妥当性や内容を検討し、適宜、適切に発言を行っております。また、税理士としての専門的見地から、取締役会に出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言等を行っております。

監査役鈴木清孝氏は、当事業年度中に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査役会において監査の妥当性や内容を検討し、適宜、適切な発言を行っております。また、税理士としての専門的見地から、取締役会に出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言等を行っております。

監査役尾畑善彦氏は、退任までに開催された監査役会8回の全てに出席し、監査役会において監査の妥当性や内容を検討し、適宜、適切な発言を行いました。また、取締役会に出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言等を行いました。

監査役河原木幹生氏は、退任までに開催された監査役会3回の全てに出席し、監査役会において監査の妥当性や内容を検討し、適宜、適切な発言を行いました。また、取締役会に出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言等を行いました。

監査役山口学氏は、退任までに開催された監査役会はありませんが、退任までに開催された取締役会へ出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言等を行いました。

ハ、当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人A&Aパートナーズ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況

(1) 業務の適正を確保するための体制の内容の概要

当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制（内部統制システム）」の基本方針は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンスを含めた内部統制全体を運用するため、内部監査室がグループ各社の業務監査を実施することにより、当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守の強化に努めることとします。

併せて、経営企画室主導にて全社員で業務マニュアルの作成、見直しを行い、この業務マニュアル作成を通してコンプライアンス意識の徹底を全社員の問題として捉えることができるよう、働きかけています。内部監査室の監査においては、この業務マニュアルどおりに行われているか、特に決裁者と責任の所在がどこにあるか、報告、承認のプロセスはきちんとマニュアルどおりされているかモニタリングし、これにより、当社グループのコンプライアンスの強化に努めることとします。

また、当社グループではホットラインを整備し、役員及び社員等により、グループ各社内においてコンプライアンス違反行為が行われたとき、あるいは行われようとしているときには、当社の代表取締役社長、常勤監査役、または社外の弁護士等に通報しなければならないと定めるものとします。

なお、この際、会社は通報者に対して一切不利益な取扱いをせず、情報内容を秘守するものとします。

更には、反社会的勢力との関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当要求に対しては、警察、弁護士等と緊密に連携し毅然と対応するものとし、当社グループの役員及び社員に対してその徹底を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループにおける社内規程及び法令に基づき、文書等の保存を行うものとします。また、取締役の職務執行に係る情報については、稟議規程、文書取扱規程、文書の保存期間規程、公示送達の手順書に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、保存期間は文

書の保存期間規程によるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、グループ各社各部門の長及び責任者は、それぞれ自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるマネジメント状況を監督し定期的に見直すものとします。また、リスク対応内部統制委員会を設置し、グループ各社も含めた適切なリスク管理が行える体制とします。

また、不測の事態が発生した場合には、当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、代表取締役社長を中心に、当社グループ各社も含めた重要事項の決定を行うと同時に、業務執行状況に関して共有し、監督するものとします。

また、経営効率の向上を図るため、定期的及び必要に応じて随時経営会議を行い、各業務に係る事項に関して、素早い意思決定を行う体制をとることとし、更に情報の共有により、経営戦略の改善や今後の経営方針についての議論を行い、グループ全体の経営計画を策定するものとします。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループでは、月に1回行われる営業会議等に、グループ各社の経営幹部も出席し、報告及び意見交換を行っており、これによりグループとしての経営方針を共有し、各社ともこれに沿った経営を行っております。また、内部監査室はグループ各社の内部監査を実施します。

⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととします。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は存在しておりませんが、使用人が必要となった場合には、必要に応じて業務を補助する使用人を置くこととします。また、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役に係る業務を優先して従事することとします。

なお、この人事に関しては、取締役及び監査役との間で意見交換を行うものとします。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、当社グループの各部門責任者及び内部監査室から必要に応じてその活動状況の報告を受けることができるものとします。また、当社グループの役員及び社員等は当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実及びその他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役に報告するとともに、報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととします。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、円滑に当該費用等を処理し得る体制とします。

⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、当社グループの重要な会議に出席することができるのと同時に、稟議書等業務に係る重要な書類をいつでも閲覧することができるものとします。

また、監査役は、内部監査室と適宜情報交換を行うとともに、連携して監査を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

当社及び子会社の取締役等及び使用人に向けて、コンプライアンスの重要性に対する意識づけを行うとともに、インサイダー取引防止に関する全社的な意識向上に向けた取り組みを行いました。

② リスク管理に関する取り組み

当社及び子会社の主要な損失の危険に関する事項は、経営会議及び取締役会にて所管部門の管理者から必要に応じて報告が行われております。

③企業グループにおける業務の適正の確保

取締役会は社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役も出席しております。取締役会は計25回開催し、各議案についての審議、業務遂行の状況等の監督を行っております。また、子会社における経営上の重要な事項については、当社取締役会にて決議または報告が行われております。

④監査役と内部監査部門との連携状況

監査役は、定時取締役会前に監査役会を開催し、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換を行いました。また、監査役は四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を行いました。また、内部監査室とも連携を図り、適宜情報交換を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産	の	部	負 債	の	部
流 動 資 産		20,902,639	流 動 負 債		5,342,092
現金及び預金		11,787,253	買掛金		872,870
受取手形及び売掛金		5,558,933	1年内返済予定の長期借入金		1,890,908
商 品		3,050,084	未払費用		218,473
為替予約		309,147	未払法人税等		1,779,272
その他		200,892	未払消費税等		218,832
貸倒引当金		△3,671	賞与引当金		96,000
			その他		265,736
固 定 資 産		36,188,145	固 定 負 債		10,441,646
有 形 固 定 資 産		31,212,272	長期借入金		10,373,855
建物及び構築物		7,966,169	役員退職慰労引当金		33,941
機械装置及び運搬具		409,328	その他		33,849
工具、器具及び備品		127,465			
土地		22,596,733	負 債 合 計		15,783,738
建設仮勘定		112,574	純 資 産		の 部
無 形 固 定 資 産		301,646	株 主 資 本		41,090,440
借地権		1,315	資本金		12,500,000
電話加入権		10,666	資本剰余金		4,922,559
ソフトウェア		253,642	利益剰余金		31,914,104
その他		36,021	自己株式		△8,246,223
投資その他の資産		4,674,226	その他の包括利益累計額		216,605
投資有価証券		609,909	その他有価証券評価差額金		27,902
敷金及び保証金		8,983	繰延ヘッジ損益		188,703
会員権		203,632			
長期積立金		431,249			
為替予約		3,330,681			
繰延税金資産		77,627			
その他		12,142			
			純 資 産 合 計		41,307,045
資 産 合 計		57,090,784	負 債 ・ 純 資 産 合 計		57,090,784

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		21,114,090
売上原価		11,457,517
売上総利益		9,656,573
販売費及び一般管理費		4,403,572
営業利益		5,253,000
営業外収益		
受取利息及び配当金	22,486	
受取賃貸料	31,647	
受取運賃収入	270,174	
売電収入	117,125	
デリバティブ評価益	2,585,740	
その他の	24,175	3,051,351
営業外費用		
支払利息	15,409	
為替差損	99,476	
売電原価	52,758	
その他の	13,402	181,047
経常利益		8,123,303
特別利益		
固定資産売却益	157	
新株予約権戻入益	17,371	17,528
特別損失		
固定資産処分損	220,745	
投資有価証券売却損	90,835	
役員権評価損	51,910	
その他の	13,717	377,210
税金等調整前当期純利益		7,763,622
法人税、住民税及び事業税	2,749,162	
法人税等調整額	△29,631	2,719,531
当期純利益		5,044,090
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		5,044,090

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,500,000	4,921,082	28,127,934	△3,771,711	41,777,305
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,257,920		△1,257,920
親会社株主に帰属 する当期純利益			5,044,090		5,044,090
自己株式の取得				△4,476,194	△4,476,194
自己株式の処分		1,477		1,681	3,159
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	1,477	3,786,169	△4,474,512	△686,865
当 期 末 残 高	12,500,000	4,922,559	31,914,104	△8,246,223	41,090,440

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	46,056	213,314	259,370	17,707	42,054,383
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△1,257,920
親会社株主に帰属 する当期純利益					5,044,090
自己株式の取得					△4,476,194
自己株式の処分					3,159
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△18,154	△24,610	△42,764	△17,707	△60,472
当 期 変 動 額 合 計	△18,154	△24,610	△42,764	△17,707	△747,337
当 期 末 残 高	27,902	188,703	216,605	-	41,307,045

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
- | | |
|----------|---|
| 連結子会社の数 | 3社 |
| 連結子会社の名称 | アドヴァン管理サービス株式会社
アドヴァンロジスティクス株式会社
株式会社ヤマコー |
- ② 非連結子会社の状況
- | | |
|--------------|--|
| 非連結子会社等の名称 | 上海愛得旺商貿有限公司
株式会社アドヴァン農園 |
| 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模で、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。 |

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
- 該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
- | | |
|-------------|--|
| 会社等の名称 | A D 2 BUILDING SOLUTIONS SDN. BHD.
上海愛得旺商貿有限公司
株式会社アドヴァン農園 |
| 持分法を適用しない理由 | 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。 |

(3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. その他有価証券
- | | |
|-----------|---|
| ・ 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
- ロ. デリバティブ
- ハ. たな卸資産
- | | |
|-------|-------------------------------------|
| ・ 商品 | 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ・ 仕掛品 | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
- （リース資産を除く）
- | | |
|--|--------|
| 但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 | |
| 建物及び構築物 | 4年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 3年～17年 |
- ロ. 無形固定資産
- （リース資産を除く）
- 定額法によっております。
- なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は8,887,230千円であります。

⑤ ヘッジ会計の方法

従来、外貨建輸入予定取引をヘッジ対象、為替予約取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用し、ヘッジ会計の要件を充たす為替予約については繰延ヘッジ処理、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たす為替予約については振当処理を採用していましたが、2019年4月1日以降、ヘッジ会計の適用を中止しております。

これに伴い、為替予約の時価評価した上で、ヘッジ会計中止時点における評価差額を繰延ヘッジ損益として計上し、当該評価差額を、そのヘッジ対象である外貨建輸入予定取引が決済されるまでの期間にわたり、売上原価の調整項目として損益に配分しております。

また、ヘッジ会計の中止以降に生じた為替予約の時価の変動は、営業外損益に計上しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

ロ. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

ハ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	2,886,385千円
土地	8,677,772千円
計	11,564,158千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	841,716千円
長期借入金	4,514,021千円
計	5,355,737千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,050,560千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	53,812千株	一千株	一千株	53,812千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	7,863千株	3,933千株	3千株	11,794千株

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加の内訳は、以下のとおりであります。
 市場買付並びに単元未満株式の買取りによる増加 3,933千株
2. 自己株式の株式数の減少の内訳は、以下のとおりであります。
 ストックオプションの権利行使による減少 3千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	643,284千円	14円	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年10月4日 取締役会	普通株式	614,636千円	14円	2019年9月30日	2019年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	588,255千円	14円	2020年3月31日	2020年6月29日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、ショールーム施設や物流投資を中心とした設備投資計画等に照らし、必要な資金調達については銀行借入や社債発行によっております。また、デリバティブ取引については将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り取引先ごとに期日管理と残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券は株式及び債券であり、市場価額の変動リスクに晒されておりますが、毎月その状況を把握するとともに、定期的に保有状況の継続を見直しております。

買掛金はその殆どが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は主に設備投資や運転資金に係る資金調達であります。なお、借入金は金利の変動リスクを回避するため、殆どは固定金利としております。

デリバティブ取引は為替予約取引であり、市場価額の変動リスクに晒されておりますが、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しており、また、取引の実行及び管理は市場動向等を踏まえ、リスク管理業務が適切、かつ適正に運営できるようにしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2)参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	11,787,253	11,787,253	—
② 受取手形及び売掛金			
受取手形及び売掛金	5,558,933		
貸倒引当金	△3,671		
小計	5,555,261	5,555,261	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	249,071	249,071	—
資産計	17,591,585	17,591,585	—
① 買掛金	872,870	872,870	—
② 借入金	12,264,763	12,279,945	15,182
③ 未払法人税等	1,779,272	1,779,272	—
④ 未払消費税等	218,832	218,832	—
負債計	15,135,738	15,150,920	15,182
デリバティブ (※)	3,639,829	3,639,829	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の負債となる項目については、()で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、算定しております。

③ 投資有価証券

その他有価証券は、取引所の価格によっております。

負債

① 買掛金、③未払法人税等及び④未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額34,342千円)、関係会社株式(同326,496千円)並びに敷金及び保証金(同8,983千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、東京都・その他の地域において賃貸用の駐車場・店舗等(土地を含む。)を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は110,025千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
6,166,543	2,315,058	8,481,601	7,476,074

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加は福岡の土地を賃貸用駐車場としたことによるものであります。

(注) 3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額、その他の物件については「路線価、固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 983.07円
- (2) 1株当たり当期純利益 115.38円

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産	の	部	負 債	の	部
流動資産		16,908,246	流動負債		4,376,054
現金及び預金		7,422,033	買掛金		978,654
受取手形		1,114,880	1年内返済予定の長期借入金		1,049,192
売掛金		4,308,615	未払金		52,616
商貯蔵品		3,049,216	未払費用		278,670
前払費用		27,879	未払法人税等		1,619,879
前払費用		100,126	未払消費税等		127,119
未収入金		47,317	賞与引当金		75,000
為替予約金		531,411	その他		194,921
貸倒引当金		309,147	固定負債		5,905,576
		△2,381	長期借入金		5,859,834
固定資産		26,410,698	役員退職慰労引当金		33,941
有形固定資産		3,645,411	その他		11,800
建物		1,306,729	負債合計		10,281,630
構築物		9,249	純資産		の部
機械及び装置		6,408	株主資本		32,828,356
車両運搬具		16,074	資本金		12,500,000
工具、器具及び備品		106,442	資本剰余金		4,922,559
土地		2,149,865	資本準備金		2,230,972
建設仮勘定		50,641	その他資本剰余金		2,691,586
無形固定資産		250,540	利益剰余金		23,652,020
電話加入権		9,936	利益準備金		894,027
ソフトウェア		240,604	その他利益剰余金		22,757,993
投資その他の資産		22,514,746	別途積立金		1,920,000
投資有価証券		253,488	繰越利益剰余金		20,837,993
関係会社株式		17,459,996	自己株式		△8,246,223
長期貸付金		1,755	評価・換算差額等		208,958
敷金及び保証金		839,428	その他有価証券評価差額金		20,254
会員権		178,860	繰延ヘッジ損益		188,703
長期積立金		431,249			
為替予約金		3,330,681			
繰延税金資産		19,288			
資産合計		43,318,944	純資産合計		33,037,314
			負債・純資産合計		43,318,944

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,517,744
売上原価	11,402,384
売上総利益	9,115,360
販売費及び一般管理費	5,465,780
営業利益	3,649,580
営業外収益	
受取利息及び配当金	360,933
受取運賃収入	69,926
デリバティブ評価益	2,585,740
その他	41,968
営業外費用	
支払利息	5,267
為替差損	99,476
その他	13,257
経常利益	6,590,148
特別利益	
固定資産売却益	157
新株予約権戻入益	17,371
特別損失	
固定資産処分損	219,161
投資有価証券売却損	90,835
会員権評価損	51,910
その他	13,717
税引前当期純利益	6,232,050
法人税、住民税及び事業税	2,023,742
法人税等調整額	10,883
当期純利益	4,197,424

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	12,500,000	2,230,972	2,690,109	4,921,082	894,027	1,920,000	17,898,490	20,712,517	△3,771,711	34,361,888
当期変動額										
剰余金の配当							△1,257,920	△1,257,920		△1,257,920
当期純利益							4,197,424	4,197,424		4,197,424
自己株式の取得									△4,476,194	△4,476,194
自己株式の処分			1,477	1,477					1,681	3,159
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	1,477	1,477	-	-	2,939,503	2,939,503	△4,474,512	△1,533,532
当期末残高	12,500,000	2,230,972	2,691,586	4,922,559	894,027	1,920,000	20,837,993	23,652,020	△8,246,223	32,828,356

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	22,531	213,314	235,845	17,707	34,615,440
当期変動額					
剰余金の配当					△1,257,920
当期純利益					4,197,424
自己株式の取得					△4,476,194
自己株式の処分					3,159
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△2,276	△24,610	△26,887	△17,707	△44,594
当期変動額合計	△2,276	△24,610	△26,887	△17,707	△1,578,126
当期末残高	20,254	188,703	208,958	-	33,037,314

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

・時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方
法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により
算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

機械装置及び運搬具 3年～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は8,306,900千円であります。

(5) ヘッジ会計の方法

従来、外貨建輸入予定取引をヘッジ対象、為替予約取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用し、ヘッジ会計の要件を充たす為替予約については繰延ヘッジ処理、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たす為替予約については振当処理を採用していましたが、2019年4月1日以降、ヘッジ会計の適用を中止しております。

これに伴い、為替予約を時価評価した上で、ヘッジ会計中止時点における評価差額を繰延ヘッジ損益として計上し、当該評価差額を、そのヘッジ対象である外貨建輸入予定取引が決済されるまでの期間にわたり、売上原価の調整項目として損益に配分しております。

また、ヘッジ会計の中止以降に生じた為替予約の時価の変動は、営業外損益に計上していません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,452,648千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 546,108千円
 ② 長期金銭債権 831,078千円
 ③ 短期金銭債務 350,737千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引

① 売上高 102,157千円
 ② 仕入高 1,227,004千円
 ③ 販売費及び一般管理費 2,244,832千円

(2) 営業取引以外の取引 545,489千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	7,863千株	3,933千株	3千株	11,794千株

(注) 1. 自己株式の株式数の増加の内訳は、以下のとおりであります。

市場買付並びに単元未満株式の買取りによる増加 3,933千株

2. 自己株式の株式数の減少の内訳は、以下のとおりであります。

ストックオプションの権利行使による減少 3千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金 10,394千円

たな卸資産評価損否認額 8,372

賞与引当金 22,968

投資有価証券評価損 26,729

未払事業税 62,238

その他 54,569

繰延税金資産小計 185,273

評価性引当額 △73,761

繰延税金資産合計 111,511

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益 83,281

その他投資有価証券評価差額金 8,941

繰延税金負債合計 92,223

繰延税金資産の純額 19,288

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	786.26円
(2) 1株当たり当期純利益	96.02円

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社アドヴァン
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ
東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 木 間 久 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 町 田 眞 友 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドヴァンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドヴァン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社アドヴァン
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ
東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 木 間 久 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 町 田 眞 友 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドヴァンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2020年 5 月 25 日

株式会社アドヴァン 監査役会

常勤監査役	古 賀 正 行	Ⓔ
社外監査役	廣 川 昭 廣	Ⓔ
社外監査役	鈴 木 清 孝	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけており、業績や財務状況並びに設備投資状況などを勘案しながら、株主の皆様へ利益還元していく方針であります。

なお、当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元と今後の事業活動のための内部留保等を勘案した結果1株当たり14円とし、中間配当金14円と合わせた年間配当金を1株当たり28円と1円増額し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり 14円 総額588,255,850円

通期での年間配当金は1株当たり28円（前期の年間配当金は1株当たり27円）

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

提案の理由

取締役6名全員は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、新たに社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	やま がた まきの すけ 山形 雅之助 (1970年1月20日生)	1993年2月 当社入社 1998年6月 当社取締役商品部長 2000年4月 当社専務取締役商品部長 2002年6月 当社代表取締役専務 2004年4月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役会長 (現在に至る)	1,507,152株
2	すえ つぐ ひろ あき 末次 廣明 (1957年1月18日生)	1985年12月 当社入社 1996年6月 当社取締役東京支店営業二部長 2001年2月 当社常務取締役営業本部長 2004年4月 当社専務取締役営業本部長 2008年4月 当社取締役副社長営業統括 2018年4月 当社代表取締役副社長営業統括 2019年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	101,851株
3	やま がた とも みち 山形 朋道 (1972年3月25日生)	1995年7月 当社入社 2005年4月 当社東京支店営業部部长 2012年1月 当社執行役員 2012年6月 当社取締役新規事業部長 2013年7月 当社取締役経理部長 2015年2月 当社取締役物流担当 2018年6月 当社専務取締役物流担当 (現在に至る)	114,932株
4	やま がた さとみ 山形 さとみ (1972年9月5日生)	2003年3月 当社入社 2008年1月 当社経営企画室室長 2016年10月 当社経営企画室兼人事採用統括 2018年4月 当社企画広告宣伝部長 2018年7月 当社執行役員企画広告宣伝部長 2019年6月 当社常務取締役企画広告宣伝部長 (現在に至る)	153,259株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	えの もと ひで お 榎 本 英 雄 (1947年1月3日生)	1969年4月 東急建設株式会社入社 2002年4月 同社首都圏本部マンション事業部長 2004年6月 同社執行役員首都圏本部マンション事業部長 2005年6月 同社執行役員首都圏本部建築事業部長 2010年6月 同社退社 2010年7月 株式会社福山顧問 2018年6月 当社社外取締役 (現在に至る)	4,200株
6	ごう た ま き のり 合 田 正 典 (1953年3月19日生)	1976年4月 ジャスコ株式会社(現イオンリテール株式会社)入社 1995年3月 同社総合企画室長 2006年6月 同社イオンレクタウン事業部長 2013年5月 株式会社OPA代表取締役社長 2016年9月 イオンリテール株式会社ディベロッパー本部副本部長 2018年3月 同社退社 2018年6月 当社社外取締役 (現在に至る)	500株

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 社外取締役を除く各候補者の選任理由は次のとおりであります。
- ①取締役候補者山形雅之助氏は、長らく代表取締役社長及び会長としてグループ全体を牽引してきました。これからも当社グループの成長・発展と企業価値の向上に対する役割を担うのに適任だと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- ②取締役候補者末次廣明氏は、強いリーダーシップとマネジメントで営業を中心にグループを牽引してきました。これからも代表取締役社長として、当社グループの成長・発展と企業価値の向上に対する役割を担うのに適任だと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- ③取締役候補者山形朋道氏は、取締役に就任以来、営業、経理、物流部門を担当して豊富な経験と知識を有しており、また、子会社の代表取締役社長も兼任しております。これからも当社グループの成長・発展と企業価値の向上に対する役割を担うのに適任だと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- ④山形さとみ氏は、当社入社以来、経営企画、総務人事、企画広告宣伝など幅広く担当し、豊富な経験と知識を有しております。これからも当社グループの成長・発展と企業価値の向上に対する役割を担うのに適任だと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
3. 各社外取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。
- ①社外取締役候補者榎本英雄氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、長年建設業に携わられた豊富な経験と高い見識に基づき適切な助言を得られると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- ②榎本英雄氏は現在当社の社外取締役ですが、取締役としての在任期間は本総会終結の時をもちまして2年となります。
- ③社外取締役候補者合田正典氏は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験に基づき適切な助言を得られると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ④合田正典氏は現在当社の社外取締役ですが、取締役としての在任期間は本総会終結の時をもちまして2年となります。
4. 榎本英雄氏及び合田正典氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所が定める独立役員であります。両氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 榎本英雄氏と合田正典氏との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同契約の損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。また、両氏が再任された場合は、当社は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

提案の理由

監査役廣川昭廣氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ひろ かわ あき ひろ 廣 川 昭 廣 (1949年5月1日生)	1968年4月 東京国税局入局 2002年7月 東京国税局特別国税調査官 2007年7月 東京国税局調査第三部次長 2008年7月 神田税務署長 2009年9月 廣川税理士事務所開業 (現在に至る) 2012年6月 当社社外監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 廣川税理士事務所代表	4,500株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 廣川昭廣氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所が定める独立役員であります。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 廣川昭廣氏を社外監査役候補者とした理由は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、同氏は税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、その経験・知識等を当社の監査体制に有効に生かしていただくと判断したためであります。
4. 廣川昭廣氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもちまして8年となります。
5. 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

以上

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役2名を選出するものであります。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

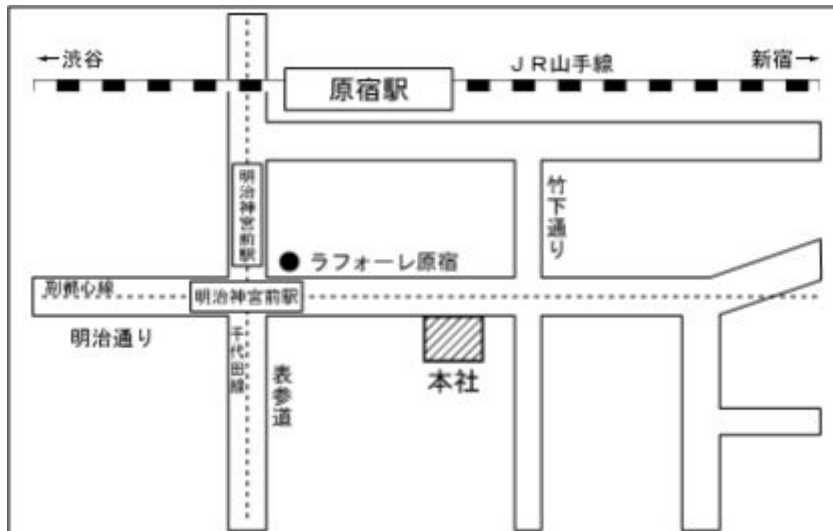
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	はな また のぼる 花 又 昇 (1949年7月19日生)	1980年8月 株式会社大塚家具入社 1989年3月 同社取締役法人事業部長 1994年10月 同社取締役営業副本部長 2000年7月 同社取締役法人本部長兼法人営業部長 2005年3月 同社常務執行役員法人営業本部長兼法人営業部長 2014年3月 同社退社 2014年6月 公益社団法人国際観光施設協会副会長 2019年6月 公益社団法人国際観光施設協会理事 (現在に至る)	1,300株
2	よし ま しん いら 儀 間 新 一 (1952年2月22日生)	1984年4月 当社入社 1991年3月 当社名古屋支店長 1998年4月 当社大阪支店長 2008年3月 当社東京支店執行役員 2011年3月 当社定年退職 " 当社東京支店ショールーム責任者 2014年2月 当社大阪支店長 2016年7月 当社総務部 (現在に至る)	30,700株

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 花又昇氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 花又昇氏を補欠の監査役候補者とした理由は、経営者としての経験等を活かし、独立した立場で監査体制の強化に資することが期待されるため、補欠の監査役候補者いたしました。
4. 儀間新一氏は、補欠の常勤監査役候補者であります。
5. 儀間新一氏を補欠の監査役候補者とした理由は、当社における経験・知識等を活かし、監査体制の強化に資することが期待されるため、補欠の監査役候補者いたしました。
6. 花又昇氏及び儀間新一氏が監査役に就任した場合には、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区神宮前4丁目32番14号
株式会社アドヴァン本社 8階ホール
電話 03-3475-0394



- (交通)
- ・ JR原宿駅下車（竹下口）徒歩5分
 - ・ 東京メトロ千代田線明治神宮前駅下車（5番出口）徒歩3分
 - 副都心線明治神宮前駅下車（5番出口）徒歩3分

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会ではマスクの着用や消毒液の設置など、感染拡大防止のための措置を講じてまいりますので、株主の皆様にはご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。（詳細は2頁をご覧ください）